

ID: 25

担当部署: 税務財政課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町督促手数料及び延滞金徴収条例 第2条第2項		
例 規 番 号	昭和42年 条例第20号		
<p>【根拠条文】 (督促及び督促手数料の徴収) 第二条 法第二百三十一条の三第一項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の本町の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、町長は納期限後二十日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。 2 前項の規定により督促状を発したときは、一通につき百円の督促手数料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日